

アンチ・ドーピングに関する規定

2000年8月1日	制 定
2000年10月1日	施 行
2001年8月1日	改正施行
2002年10月18日	改 正
2002年11月1日	施 行
2004年8月3日	改 正
2005年1月1日	施 行
2009年11月26日	改 正
2010年1月1日	施 行
2015年11月26日	改 正
2016年1月1日	施 行

第1章 総則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は、F I A 国際モータースポーツ競技規則付則A項（以下「付則A項」という。）および世界アンチ・ドーピング規程（以下「W A D A 規程」という。）ならびに日本アンチ・ドーピング規程（以下「J A D A 規程」という。）に基づき、競技運動者の健康を保護し、競技会が公平・公正に行われることを保証する目的により本規定ならびに細則ドーピング防止規定を制定する。

第2条 ドーピングの定義

ドーピングとは、付則A項第2条およびW A D A 規程第2条ならびにJ A D A 規程第2条に抵触する行為をいう。

第3条 規則の適用

F I A が検査管轄機関となりドーピング検査を実施する場合は付則A項が適用され、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下、「J A D A」という。）が検査管轄機関となり検査を実施する場合はJ A D A 規程が適用される。

第4条 ドーピング検査の対象

J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は、競技会期間中、期間外を問わず、ドーピング検査を受ける義務を負う。

また、J A F 発給の当該年度有効な競技運転者許可証の所持者、あるいは J A F が公認する競技会の競技運転者は本規定ならびに細則：ドーピング防止規定に従う義務を負うものとする。

第5条 ドーピング検査対象者の抽出

ドーピング検査対象者の抽出は、付則 A 項あるいは J A D A 規程に従って実施されるものとする。

検査対象として抽出された者は、検査を受ける義務を負う。

第6条 アンチ・ドーピング規則違反による制裁措置

ドーピング検査により採取された検体が陽性と判定された者等、アンチ・ドーピング規則違反者に対しては、付則 A 項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより、制裁措置が課せられる。

検体の採取を拒否しもしくは検体の採取を行わず、またはその他の手段で検体の採取を回避することは、ドーピング防止規定違反となり、付則 A 項あるいは J A D A 規程で定める手続きにより制裁措置が課される。また、競技運転者のドーピングを助長する者に対しても同様に制裁措置が課せられる場合がある。

第7条 不服申し立て

課せられた制裁措置に不服がある場合は、付則 A 項第13条あるいは J A D A 規程第13条で定める手続きによってのみ、不服申し立てをすることができる。

第8条 本規定の施行

本規定は、2016年1月1日より施行する。

細則：ドーピング防止規定

本細則はJADAの定める競技団体のアンチ・ドーピング規定に基づき、JAFに合致させたものである。

本細則に記載されていない事項については、付則A項、WADA規程およびJADA規程が適用される。

1. WADA規程
1. 1 JAFは、JADAがドーピング・コントロールの開始、実施及び実行することについて支援し、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程に基づき、すべての義務を履行する責任を担う。
1. 2 WADA規程に基づき、JAFは以下の役割および責任等を担うものとする。
 - (1) JAFのアンチ・ドーピングに関する規定が付則A項、WADA規程、国際基準および本規程並びにJADA規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
 - (2) JADAの自治を尊重し、その運営上の決定および活動を妨げないこと。
 - (3) JAFに登録するクラブ・団体（以下「クラブ・団体」という。）に対し、アンチ・ドーピング規則違反を示唆する又は当該違反に関連するいかなる情報もJADAおよびFIAに報告すること、及び、ドーピング捜査を行う権限を有する全てのアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力することを、要求すること。
 - (4) JADAおよびFIAに協力すること。
 - (5) クラブ・団体に対し、その主催する競技会又は活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師又は医療従事者として参加する各サポートスタッフに対して、付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規則及び結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に従うことに同意することを、当該参加の要件として要求する規則を定めることを要求すること。

アンチドーピング検査に関する規定

- (6) アンチ・ドーピング規則に違反した競技運動者又はサポートスタッフに対し、資格停止期間中、交付金および助成金の交付の全部又は一部を停止すること。
- (7) 付則A項、WADA規程およびJADA規程に違反したクラブ・団体またはその下部組織に対し、交付金および助成金の交付の全部または一部を停止すること。
- (8) サポートスタッフまたはその他の人が各ドーピング事件に関与しているか否かのドーピング捜査を含む自己の管轄内における全てのアンチ・ドーピング規則違反の可能性を積極的に追求すること。
- (9) アンチ・ドーピング教育を推進すること（クラブ・団体に対しJADAと協力してアンチ・ドーピング教育を行うよう求めることを含む。）。
- (10) 関係する国内機関および団体並びに他のアンチ・ドーピング機関と協力すること。
- (11) 正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運動者に対して支援を提供することを防ぐための懲戒規則を設けること。

2. アンチ・ドーピング規程の適用

2. 1 本規定は以下の者に対して適用される。

- (1) JAF
- (2) 競技運動者
- (3) サポートスタッフ
- (4) JAFの権限下にあるその他の人
- (5) クラブ・団体（その下部組織を含む。）

2. 2 アンチ・ドーピング規則違反または本規定のその他の違反に対し、制裁措置が適用される。

3. 義務

3. 1 競技運動者は、以下の義務を負うものとする。

- (1) 適用される全てのアンチ・ドーピング規範及び規則、すなわち、付則A項、WADA規程、国際基準、JADA規程（第

24. 1項を含む。)、本規程並びにJADA、JAFおよびFIAの規範および規則を理解し、遵守すること。
- (2) 検体採取にいつでも応ずること。
 - (3) アンチ・ドーピングと関連して、自己が摂取し、使用するものに責任をもつこと。
 - (4) 医療従事者に、禁止物質および禁止方法を使用してはならないという自己の義務を伝え、自己に施される治療が、自己に適用されるアンチ・ドーピング規範及び規則に違反しないことを確認する責任をもつこと。
 - (5) JADAおよびFIAに対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされた競技運転者に対する決定を開示すること。
 - (6) アンチ・ドーピング規則違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
3. 2 サポートスタッフは、以下の義務を負うものとする。
- (1) 自らにまたは支援する競技者に適用されるアンチ・ドーピング規範および規則、すなわち付則A項、WADA規程、国際基準、JADA規程（第24. 2項を含む。）、本規程並びにJADA、JAFおよびFIAの規範および規則を理解し、遵守すること。
 - (2) 競技運転者の検査プログラムに協力すること。
 - (3) 競技運転者の価値観および行動に対する自己の影響力を行使しアンチ・ドーピングの姿勢を育成すること。
 - (4) JADAおよびサポートスタッフが所属する国際競技連盟に対して、この10年以内にアンチ・ドーピング規則違反を行ったとする非署名当事者によりなされたサポートスタッフに対する決定を開示すること。
 - (5) アンチ・ドーピング規程違反をドーピング捜査するアンチ・ドーピング機関に協力すること。
 - (6) 正当な理由なくして、いかなる禁止物質または禁止方法も使用しないこと。

3. 3 J A Fは、以下の義務を負うものとする。

- (1) 付則A項、WADA規程、国際基準および本規定並びにJADA規程（第23条の規程を含む。）を遵守すること。
- (2) JADAが付則A項、WADA規程およびJADA規程に基づく義務を遂行することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (3) アンチ・ドーピング規則違反を示唆するまたは当該違反に関連するいかなる情報もJADAに報告すること、および、ドーピング捜査を行う権限を有するアンチ・ドーピング機関が行うドーピング捜査に協力すること。
- (4) 付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠するアンチ・ドーピング規範を採択し、実施すること。
- (5) FIAが日常的なアンチ・ドーピングプログラムを実施することに協力し、かつ、これを援助すること。
- (6) 全ての競技運転者、およびJAF又は登録クラブ・団体が主催する競技会または活動において、コーチ、トレーナー、マネージャー、チームスタッフ、公式役職員、医師または医療従事者として参加する各サポートスタッフに対し、付則A項、WADA規程及びJADA規程に適合するアンチ・ドーピング規則および結果の管理を所轄するアンチ・ドーピング機関に拘束されることに同意することを、当該参加の要件として要求すること。
- (7) JAFの権限の範囲内で、正当な理由によることなく禁止物質または禁止方法を使用しているサポートスタッフが競技運転者に対して支援を提供することを防止すること。
- (8) 登録条件として、登録クラブ・団体の方針、規則およびプログラム等が付則A項、WADA規程及びJADA規程に準拠することを義務付けること。
- (9) 付則A項、WADA規程およびJADA規程の違反を防止するために適切な措置を講じること。
- (10) 聴聞を要求することなく、FIA、JADAまたはその他の署名当事者によるアンチ・ドーピング規則違反の認定を承認し、かつ尊重すること。ただし、その認定が付則A項、WA

DA規程およびJADA規程に準拠し、関連団体の権限に基づく場合に限る。

- (11) JADA以外のアンチ・ドーピング機関により、JAFの競技運転者、サポートスタッフに対するアンチ・ドーピング規則違反の認定およびこれに対する制裁措置が行われた場合、JADAに速やかに通知すること。
- (12) JADAと協力してアンチ・ドーピング教育を推進すること。

4. 相互承認

4. 1 JAFは、付則A項、WADA規程に整合しかつ署名当事者の権限内でなされる検査、聴聞会の結果又は当該署名当事者によるその他の最終的な決定を承認する。
4. 2 JAFは、付則A項、WADA規程を受諾していないその他の機関が行った前項に掲げられる決定等についても、当該機関の規則がWADA規程に適合している場合には、これを承認する。

5. 本規定違反

5. 1 アンチ・ドーピング規則違反を犯すことは、本規定に違反する。
5. 2 競技運転者、サポートスタッフ、その他の人又はクラブ・団体が本規定に基づくJAFに対する義務に違反することは、本規定に違反する。

6. JAFが課す制裁措置

6. 1 アンチ・ドーピング規則違反を行ったと判定された人は、FIAもしくは日本アンチ・ドーピング規律パネルの決定を受けて、別途JAFの決定により、付則A項、WADA規程及びJADA規程違反の重さに従って、日本代表またはその選考の資格、JAFからの交付金、助成金及び補助金の交付の全部又は一部を受ける資格、並びに、JAFで役職に就く資格を失う。
6. 2 制裁措置の期間は、付則A項、WADA規程およびJADA規程の各第10条および第11条に従って決定される。
6. 3 JAFは、違反が1回目か2回目か3回目かを判断するにあたり、いかなるアンチ・ドーピング機関によって課された以前の制裁措

アンチドーピング検査に関する規定

置をも承認する。

7. 規律手続

7. 1 アンチ・ドーピング規則違反が問われる全ての事件は、付則A項、WADA 規程および JADA 規程に従って判断され、付則A項、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って認定され、付則A項、WADA 規程及び JADA 規程の条項に従って不服申立がなされるものとする。
7. 2 付則A項第8条、WADA 規程第8条及び JADA 規程第8条に従って規律手続は遂行されるものとする。

8. 通知

本規定に基づいて制裁措置が課せられた場合には、JAF は課せられた制裁措置の詳細を下記宛に送付する。

- (1) WADA 規程第14.1条および JADA 規程第14.3条に基づき、通知を受ける権利を有する者
- (2) FIA
- (3) 関係する登録クラブ・団体
- (4) JAF が通知を必要と考えるその他の人又は組織

9. 不服申立て

不服申立てについては、付則A項第13条もしくは JADA 規程第13条の規定に従うものとする。

10. アンチ・ドーピング規則違反の審査

アンチ・ドーピング規則違反を行ったとして記録された人が後日、当該アンチ・ドーピング規則違反を犯していないことが判明した場合、またはその他の誤りがスポーツ仲裁裁判所(CAS)、日本スポーツ仲裁機構またはアンチ・ドーピング機関により明らかになった場合、JAF はアンチ・ドーピング規則違反およびそのアンチ・ドーピング規則違反の結果として課せられた制裁措置を取り消すものとし、本規程第8条により制裁措置が課された旨通知された全ての人に対し、そのことを報告するものとする。

11. 解釈
本規定において使用された語は、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程に従い解釈されるものとする。付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程は、本規定の一部とみなされるものとし、矛盾が生じた場合は、付則A項、WADA規程および国際基準（以下、「国際基準」という。）並びにJADA規程が自動的に適用され、本規定に優先するものとする。
12. 規定の施行
本規定は、2016年1月1日から施行する。

以上